

参 考 资 料

参考資料目次

【1-1】平成23年度水道関係予算案の概要	資-1
【1-2】地域主権（地方分権）について	資-2
【1-3】水道施設の耐震化状況調査結果（公表資料）	資-4
【1-4】事業評価の適正な実施について	資-22
【1-5】水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）	資-23
【2-1】都道府県別地域水道ビジョン策定状況図	資-25
【2-2】都道府県別地域水道ビジョン策定状況資料	資-29
【2-3】広域的水道整備計画の策定及び策定状況について	資-31
【2-4】水道整備基本構想の策定及び改定状況について	資-33
【2-5】水道事業者等に対する指導状況	資-35
【3-1】飲料水に関する健康危機管理・水質事故	資-36
【3-2】貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進	資-37
【3-3】鉛製給水管の適切な対策について	資-38
【3-4】水安全計画の概要	資-39

1-1. 平成23年度水道関係予算案の概要

平成23年1月
健康局水道課

(単位：千円)

事 項 名	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額(案)	対前年度 増△減額
非公共事業費	114,299	158,714	44,415
(項) 水道安全対策費	100,575	146,370	45,795
1.日米環境保護協力協定費	1,324	1,384	60
2.水道行政強化拡充費	9,422	7,881	△ 1,541
3.水質管理等強化対策費	16,845	16,832	△ 13
4.水道水源水質対策費	18,279	18,228	△ 51
5.給水装置等対策費	14,360	14,389	29
6.水道ビジョン推進事業費	28,901	76,810	47,909
(改) (1)水道産業国際展開推進事業費	21,898	48,008	26,110
(2)鉛製給水管布設替え効率化事業費	7,003	6,988	△ 15
(新) (3)水道ビジョンフォローアップ調査費	0	21,814	21,814
7.水道事業認可等事務取扱費	589	442	△ 147
8.給水装置データベース事業促進費	8,033	8,033	0
9.給水装置工事主任技術者国家試験費	2,822	2,371	△ 451
(項) 国際機関活動推進費 国際水協会・水供給に関する運用と管理 ネットワーク拠出金	13,724	12,344	△ 1,380
公共事業費(他府省計上分含む)	73,660,000	41,644,000	△ 32,016,000
1.水道施設整備事業調査費	34,000	31,000	△ 3,000
2.水道施設整備費補助	73,623,180	41,604,600	△ 32,018,580
(1)簡易水道等施設整備費補助	21,188,295	16,897,539	△ 4,290,756
(2)水道水源開発等施設整備費補助	52,434,885	24,707,061	△ 27,727,824
(新) 3.北方領土隣接地域振興事業補助率差額	0	6,000	6,000
4.水道施設整備事業調査諸費	2,820	2,400	△ 420
水道関係予算合計	73,774,299	41,802,714	△ 31,971,585

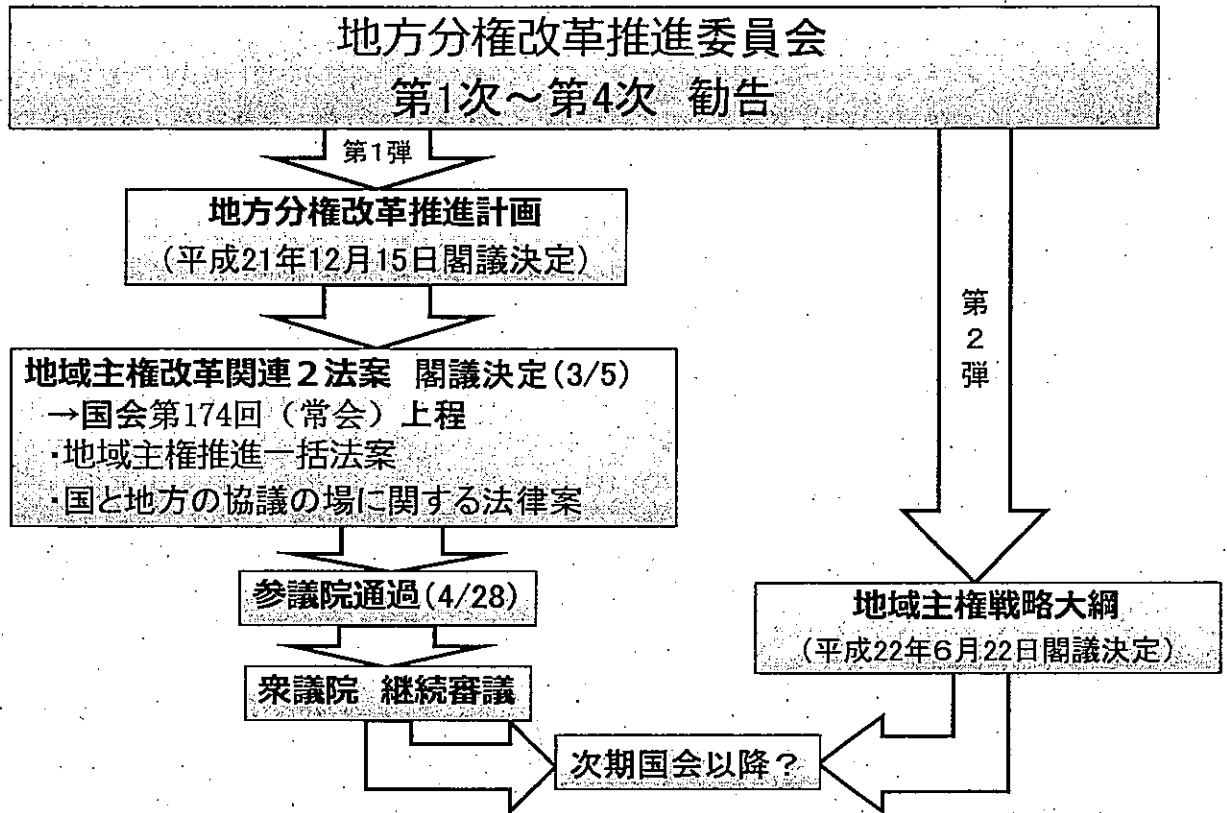
※ 公共事業費については、内閣府(沖縄)及び国土交通省(北海道・離島・奄美・水資源機構)計上分を含めた水道施設整備費の総額
 ※ 水道水源開発等施設整備費補助のうち都道府県相当分については、平成23年度予算案から内閣府が計上する地域自主戦略交付金(仮称)により対応

〈参考〉公共事業費の府省別計上内訳

(単位：百万円)

府 省 名	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額(案)	対前年度 増△減額
厚生労働省	46,985	28,284	△ 18,701
内閣府(沖縄)	14,560	2,587	△ 11,973
国土交通省	12,115	10,773	△ 1,342
(北海道)	4,094	3,685	△ 409
(離島・奄美)	2,400	2,129	△ 271
(水資源機構)	5,621	4,959	△ 662
公共事業費合計	73,660	41,644	△ 32,016

地方分権改革推進委員会勧告と閣議決定の関係について



2

地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱

地方分権改革推進計画 (平成21年12月15日閣議決定)

- ◆ 地方公共団体による事業認可(水道法第6条、第26条)に係る申請事務の簡素化
- ◆ 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更(水道法第10条、第30条)の範囲の大幅な拡大

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定)

- ◆ ひも付き補助金の一括交付金化
- ◆ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し)
 - 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(12条1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条2項)の条例に委任
 - 水道技術管理者の資格に関する基準(19条3項)の条例委任
- ◆ 計画等の策定及びその手続の見直し
 - 水道原水水質保全事業の実施に関する法律(平6法8)
 - ✓ 都道府県計画における、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定(5条4項5号)の廃止、例示化又は大枠化
 - ✓ 都道府県計画の公表に係る規定(5条8項)の廃止又は努力・配慮義務化
- ◆ 権限移譲
 - 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査[すべての市へ移譲]

(基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの)

- 専用水道の給水開始の届出受理等[すべての市へ移譲]

地方分権改革推進計画への対応方針(案)

事業認可申請書類の簡素化(水道法施行規則関係)

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

軽微変更の範囲の拡大(水道法施行規則関係)

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの(現在は1/100)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの(現在は1/100)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は表流水の場合を想定。)

地域主権戦略大綱への対応方針(案)

義務付け・枠付けの見直し(水道法関係)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(法第12条第1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条第2項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準(法19条第3項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

計画等の策定及びその手続の見直し(水道原水法関係)

- 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定は、廃止する。
- 都道府県計画の公表に係る規定は、努力義務化する。

権限移譲(水道法関係)

- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している専用水道の設計の確認、給水開始の届出受理、給水停止命令等について、すべての市へ移譲する。
- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の改善の指示、給水停止命令、報告の徴収及び立入検査については、すべての市へ移譲する。

1-3 水道施設の耐震化状況調査結果(公表資料)

水道事業における耐震化の状況 (平成 21 年度)

～送水管などの基幹的な水道管の耐震化状況は全国平均 30.3%～

厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

このたび、平成 21 年度末時点の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

調査結果の概要

(1) 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 30.3%。昨年度 (28.1%) から 2.2 ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。

都道府県別に見ると、神奈川県 65.3%、千葉県 48.2%に対し、山梨県 9.7%、岡山県 14.4%などとなっているほか、水道事業者別 (自治体、一部事務組合など) でも進み具合に大きな開きがある状況となっている。<別紙 1 >

	H21 年度 (km)			(参考)H20 年度 (km)			率増加 ①-②
	基幹管路の 総延長 A	耐震適合性のあ る管の延長 B	耐震 適合率 ① B/A	基幹管路の 総延長 A	耐震適合性のあ る管の延長 B	耐震 適合率 ② B/A	
全国計	100,735	30,483	30.3%	107,047	30,069	28.1%	2.2%

※基幹管路耐震適合率 = (耐震適合性のある基幹管路の延長) / (基幹管路の総延長)

(2) 基幹施設（浄水施設、配水池）の耐震化状況

① 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は16.8%で、昨年度（16.3%）比0.5ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない状況となっている。〈別紙2〉

	H21年度（千m ³ /日）			（参考）H20年度（千m ³ /日）			率増加 ①-②
	全施設能力 A	耐震化能力 B	耐震化率 ① B/A	全施設能力 A	耐震化能力 B	耐震化率 ② B/A	
全国計	70,193	11,806	16.8%	70,243	11,466	16.3%	0.5%

※浄水施設の耐震化率＝（耐震対策の施されている浄水施設能力）／（全浄水施設能力）

② 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は34.5%で、昨年度（29.3%）比5.2ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、単独での改修が比較的行いやすいためと考えられる。〈別紙3〉

	H21年度（千m ³ ）			（参考）H20年度（千m ³ ）			率増加 ①-②
	全施設容量 A	耐震化容量 B	耐震化率 ① B/A	全施設容量 A	耐震化容量 B	耐震化率 ② B/A	
全国計	38,848	13,391	34.5%	41,272	12,084	29.3%	5.2%

※配水池の耐震化率＝（耐震対策の施されている配水池容量）／（総配水池容量）

(3) 耐震化計画策定状況

今回、水道施設の耐震化計画策定状況についても初めて調査したところ、計画策定率は、基幹管路が18.5%、基幹施設が21.6%となっている。一般的に、耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、計画策定率の向上と内容の充実を図ることが重要と考えられる。〈別紙4〉

	事業者数	計画策定事業者数（率）	
		具体的整備計画あり（率）	
基幹管路の耐震化計画策定状況	1,517	281 (18.5%)	167 (11.0%)
基幹施設（浄水施設、配水池）の耐震化計画策定状況	1,517	328 (21.6%)	255 (16.8%)

※具体的整備計画とは、整備すべき対象施設と実施予定時期が定められた計画のことをいう

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 国庫補助による建設事業費の負担軽減

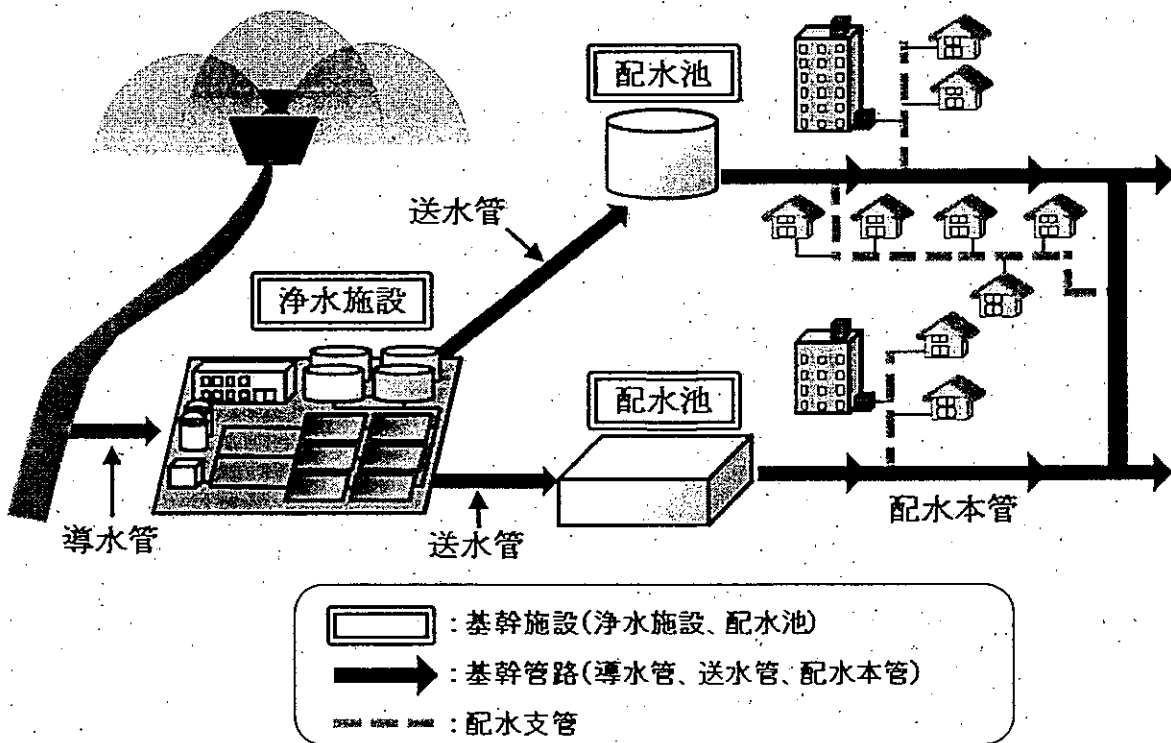
- ・耐震化に関する国庫補助対象の追加と補助率の引上げ（平成2年度以来随時）
- ・平成22年度耐震化関連当初予算額118億円、補助率1/3～1/2
- ・平成22年度補正予算において耐震化事業費を計上 ほか

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書類の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（H20.3）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（H21.7）
- ・「水道施設耐震工法指針・解説2009」（日本水道協会） ほか

○その他 ～ 水道関係団体と連携して「水道施設・管路耐震性改善運動」を展開、キャンペーン等による啓発活動の実施

<補足説明> 水道施設における基幹施設と基幹管路の状況



注) 基幹管路の耐震適合性について

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のこと。それに対して「耐震適合性のある管」とは、耐震管以外でも耐震性能があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたもの。各水道事業者がそれぞれの地盤等の管路の布設条件に基づき判断している。

<別紙1> 基幹管路の耐震化状況(平成21年度末)

1-1 都道府県別一覽表

都道府県名	平成21年度					(参考)H20年度		率増加 耐震適合性 のある管の 割合の差 (H21-H20)
	総延長 (km)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	
		(km)	耐震管の延長 (km)					
(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)	②	①-②		
北海道	5,958.5	1,810.7	999.8	30.4%	16.8%	35.3%	20.9%	-4.9%
青森県	863.6	409.9	337.6	47.5%	39.1%	35.6%	35.2%	11.8%
岩手県	1,155.2	424.0	202.6	36.7%	17.5%	34.8%	15.7%	1.9%
宮城県	1,906.9	899.6	564.5	47.2%	29.6%	30.3%	19.5%	16.9%
秋田県	1,822.1	390.6	222.3	21.4%	12.2%	16.5%	11.3%	4.9%
山形県	1,095.6	337.9	290.8	30.8%	26.5%	23.0%	20.6%	7.8%
福島県	1,784.2	706.6	272.8	39.6%	15.3%	46.5%	13.2%	-6.9%
茨城県	2,876.1	779.9	257.9	27.1%	9.0%	21.0%	9.4%	6.1%
栃木県	1,392.5	382.0	61.4	27.4%	4.4%	30.5%	2.6%	-3.0%
群馬県	2,790.5	1,032.2	128.6	37.0%	4.6%	24.7%	3.9%	12.3%
埼玉県	4,497.3	1,249.6	770.0	27.8%	17.1%	29.9%	19.9%	-2.1%
千葉県	2,252.8	1,085.5	545.3	48.2%	24.2%	39.4%	25.1%	8.8%
東京都	3,406.7	1,024.5	1,007.7	30.1%	29.6%	29.5%	29.2%	0.5%
神奈川県	3,133.1	2,046.7	1,494.6	65.3%	47.7%	61.5%	51.3%	3.8%
新潟県	2,857.7	724.6	527.6	25.4%	18.5%	32.4%	15.9%	-7.1%
富山県	645.0	232.1	184.2	36.0%	28.6%	24.4%	20.2%	11.6%
石川県	1,011.0	304.1	243.5	30.1%	24.1%	40.8%	29.2%	-10.7%
福井県	1,313.2	346.8	143.2	26.4%	10.9%	41.6%	7.8%	-15.2%
山梨県	1,199.5	115.9	33.0	9.7%	2.8%	4.5%	3.4%	5.2%
長野県	4,630.6	1,135.0	464.8	24.5%	10.0%	26.3%	14.2%	-1.8%
岐阜県	2,280.5	697.4	388.9	30.6%	17.1%	24.4%	12.6%	6.1%
静岡県	4,388.7	1,128.9	756.4	25.7%	17.2%	19.1%	14.9%	6.6%
愛知県	3,772.0	1,638.4	1,179.6	43.4%	31.3%	56.6%	24.9%	-13.1%
三重県	5,110.3	1,412.3	412.7	27.6%	8.1%	13.6%	4.3%	14.1%
滋賀県	1,213.0	283.3	220.4	23.4%	18.2%	16.8%	12.6%	6.6%
京都府	1,303.9	351.7	301.4	27.0%	23.1%	21.5%	21.2%	5.5%
大阪府	2,841.0	817.2	713.6	28.8%	25.1%	25.3%	21.8%	3.4%
兵庫県	5,382.8	2,099.8	1,143.7	39.0%	21.2%	30.5%	20.0%	8.5%
奈良県	2,096.5	720.2	346.3	34.4%	16.5%	16.2%	16.2%	18.1%
和歌山県	1,338.2	247.9	124.3	18.5%	9.3%	30.3%	9.2%	-11.8%
鳥取県	461.2	73.9	71.4	16.0%	15.5%	17.0%	16.5%	-1.0%
島根県	697.1	192.9	58.8	27.7%	8.4%	17.2%	11.0%	10.5%
岡山県	2,253.3	324.9	281.9	14.4%	12.5%	12.6%	10.1%	1.8%
広島県	2,172.7	589.1	555.4	27.1%	25.6%	27.4%	25.7%	-0.3%
山口県	858.8	217.1	163.7	25.3%	19.1%	19.6%	16.6%	5.7%
徳島県	937.3	172.7	125.0	18.4%	13.3%	9.0%	7.8%	9.5%
香川県	1,125.2	327.7	108.2	29.1%	9.6%	44.0%	8.7%	-14.8%
愛媛県	1,243.1	182.1	106.4	14.7%	8.6%	24.5%	5.4%	-9.8%
高知県	397.3	112.4	59.6	28.3%	15.0%	22.2%	11.9%	6.1%
福岡県	3,859.0	1,075.8	316.0	27.9%	8.2%	28.4%	9.4%	-0.5%
佐賀県	1,229.5	265.9	136.2	21.6%	11.1%	24.6%	11.5%	-3.0%
長崎県	1,734.0	456.1	185.4	26.3%	10.7%	22.7%	7.1%	3.7%
熊本県	1,636.2	403.8	192.1	24.7%	11.7%	24.6%	9.9%	0.1%
大分県	551.9	174.9	90.7	31.7%	16.4%	22.9%	9.4%	8.8%
宮崎県	1,332.9	286.5	136.4	21.5%	10.2%	22.6%	8.2%	-1.1%
鹿児島県	2,201.1	487.8	156.5	22.2%	7.1%	15.7%	7.1%	6.5%
沖縄県	1,725.6	303.5	292.7	17.6%	17.0%	16.9%	16.2%	0.7%
合計	100,735.1	30,482.8	17,375.6	30.3%	17.2%	28.1%	16.1%	2.2%